



市報

あまがさき

11

令和6(2024)
No.1704

尼崎のたばこ対策

特集
P2-5

ケムリ・じゃなくて
思いやりを届けよう



PICK UP!

国民健康保険

最後の被保険者証を送付

あなたの1票は未来をつくる1票です

兵庫県知事選挙と兵庫県議会議員補欠選挙

電子版(抜粋版)も配信中!



QR Translator.

15言語での表示・音声読み上げ
Multilingual(15 languages)

ケムリ 思いやりを届けよう

特集

本市では、健康的で安全・快適に暮らし、
過ごすことができるまちを目指して、
路上喫煙や歩きタバコなどによる
望まない受動喫煙を防ぐため、
さまざまなたばこ対策に取り組んでいます

ID 6489・6581 6489・6686
1011888
図 マナー向上推進担当

たばこ対策推進条例の 制定・改正を進めました

本市では、平成30(2018)年の国の健康増進法改正以前から、たばこ対策に取り組んできました。尼崎市たばこ対策推進条例では、市内全域での歩きタバコや吸い殻のポイ捨て禁止、路上喫煙禁止区域の指定などを定めています。

年度	内容
平成28(2016)	(市)たばこ対策活動基本方針(尼崎たばこ対策宣言) (市)尼崎市職員たばこ取組宣言
30(2018)	(市)たばこ対策推進条例の制定 (国)健康増進法改正 (市)たばこ対策推進条例の施行
31(2019)	(県)受動喫煙の防止等に関する条例の一部改正
令和 2 (2020)	(国)改正健康増進法の全部施行 (県)改正受動喫煙の防止等に関する条例の全部施行
6 (2024)	(市)たばこ対策推進条例の一部改正

歩きタバコや吸い殻の
ポイ捨て禁止スタート

屋内は
原則禁煙

過料1000円徴収の
規定を追加

各地区のプラットフォーム
などで**市民の声**を
聴いてきました

これまでにタウンミーティングや市民フォーラムなどを開催。今年度は各地区で開催されているプラットフォームで座談会に参加し、たばこのマナー向上について市民の皆さんの声を聴きました。



たばこ対策指導員による 路上喫煙禁止区域での 対面指導を行っています

令和2(2020)年から市内13駅の駅前周辺で、市内全域での歩きタバコ禁止や路上喫煙禁止区域など、条例の周知・啓発を実施。今年6月からはたばこ対策指導員による巡回をスタートし、路上喫煙者に声を掛けて対面指導を行っています。



来年3月までに
市内すべての**駅周辺**の
路上喫煙禁止区域の指定を
目指しています

本市では平成30(2018)年10月から、下記の10駅周辺を路上喫煙禁止区域に順次指定。来年3月までに市内すべての駅周辺の指定を目指しています。同禁止区域では路上喫煙をしないよう、ご協力をお願いします。

現在の 路上喫煙禁止区域	阪急	武庫之荘駅、塚口駅
	JR	塚口駅、尼崎駅、 立花駅、猪名寺駅
	阪神	尼崎駅、出屋敷駅、大物駅、 尼崎センタープール前駅



本市が設置している
喫煙所がある駅は
こちら

なぜ路上喫煙禁止区域を 指定するの？

路上喫煙は、周囲の人に望まない受動喫煙を引き起こす恐れがあります。また、やけどや衣服の焦げなどの被害や、吸い殻のポイ捨てによる美観の悪化などの問題もあることから、同禁止区域を指定しています。



路上喫煙禁止区域になる 場所の基準は？

人通りの多い駅周辺を同禁止区域としています。駅に加えて、駅周辺の広場や道路、バス・タクシー乗り場付近、鉄道施設敷地内の自由通路や地下道、アーケードが付いた商店街なども指定しています。またエリアブランディング※の観点から区域を拡張することもあります。

※特定のエリアの特性を生かしてまちづくりと情報発信を行い、魅力をさらに向上させること



来年4月1日から、 路上喫煙禁止区域での 喫煙に過料1000円

来年4月1日から、同禁止区域を巡回するたばこ対策指導員が路上喫煙者に声を掛けて、その場で過料1000円を徴収します。

本市のたばこ対策に 関する取り組みを 動画で発信中！

過料徴収の開始や喫煙所の設置などについて、動画で分かりやすく解説しています。



詳しくは
こちら

こちら
も
チ
ェ
ッ
ク
！

取り組みの成果が出つつあります

車内で吸うのは
路上喫煙に
ならない？

窓を開けて喫煙するなど、煙が車外に漏れ出る場合は、路上喫煙に該当します。また、自転車に乗りながらの喫煙は歩きたばこになりますのでやめましょう。

路上喫煙禁止
区域以外なら
歩きたばこはOK?

本市の条例で、**歩きタバコを市域全域で禁止**しています。路上喫煙禁止区域外で喫煙をする場合は、**立ち止まり携帯灰皿を使って**周りに配慮しながら吸うようにしましょう。

それってホント？
たばこにまつわる
カンチガイ

公園や屋外なら
吸ってもいいんでしょ？

国の法律・県の条例では、公園や病院の敷地など、屋外であっても喫煙禁止の場所があります。このような場所では、携帯灰皿を持っていても吸うことはできません。



火を消して煙が
出なくなればいいんでしょ？

喫煙後しばらくは喫煙者の吐く息から有害物質が排出され続けるという研究結果があり、**吸い終わった後も受動喫煙**を引き起こしている恐れがあります。



加熱式たばこは
規制の対象外でしょ？

他都市では火をつけるたばこのみを規制の対象としている場合もありますが、本市では加熱式たばこも規制の対象です。



巡回をしていて思うのは、路上喫煙に関するルールを知らない人がまだまだいるということです。通勤の時間帯に通行する人には、巡回の効果もあつてか同禁止区域に関する認識が広まってきたと感じますが、同禁止区域内でも携帯灰皿があれば吸つても良いと考えている人が多くいます。携帯灰皿を持っている時点で周囲への思いやりをお持ちだと思えます。人通りの少ない同禁止区域外であれば、

私たちは路上喫煙禁止区域に指定している駅周辺を日替わりで巡回していますが、当初のイメージよりも市内の喫煙マナーは良いという印象です。残念ながら歩きタバコや路上喫煙が無いわけではありませんが、声を掛けて同禁止区域であることを伝えると、ほとんどの人は喫煙所に移動するか、たばこの火を消すなど、すぐに協力してくれます。なかなか聞き入れてくれないのは、本当に一部の人だけです。

市内各駅周辺で巡回指導を行う
たばこ対策指導員に、尼崎の喫煙
マナーについて話を聞きました

マナーの良い喫煙者が増加中！
これからも喫煙はルールを守って

立ち止まってたばこを吸い、持参した携帯灰皿に捨てるのはOKですので、ルールを守って引き続き周囲の方への配慮をお願いします。

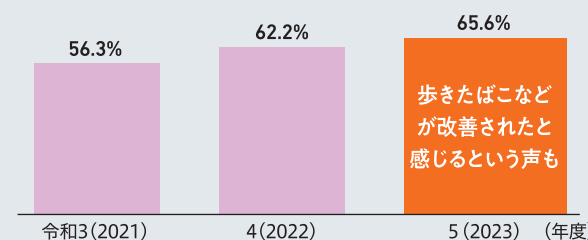
巡回する指導員の中にも喫煙者やかつて喫煙していた人がいますので、「吸う場所がない」と悩む人の気持ちにはよく分かります。一方で、来年４月からは過料の徴収が始まります。知らずに違反してしまうことがないよう、路面標示や看板などを景観に配慮しながら設置していきますので、この機会に正しいルールを理解し、喫煙マナーの向上にご協力をお願いします。



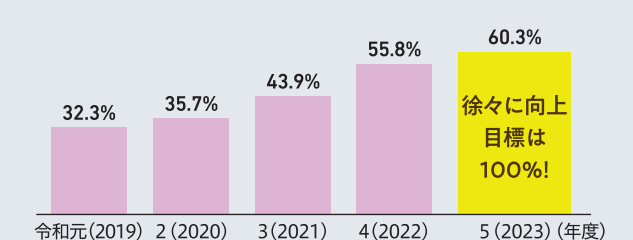
たばこ対策指導員の巡回の様子

これだけ変わった！
 アマのたばこ事情

ルール、マナーの面で
以前より住みやすい
まちになったと感じている
市民の割合



歩きたばこを禁止する 条例(ルール)の 認知度



みんなはどう感じてる？

まちのこえ

実際に「たばこ」についてどう感じているのか？
地域のプラットフォームなどでの市民の皆さんの声を紹介します

私は喫煙者ですが、
ルールを守っているので
過料徴収が始まって
気にしません

昔と比べると、
たばこを含めて全体的に
マナーが良くなっている
と感じます

吸う場所が少なくて
困るので「ここで吸えます」
といった表示もあると
うれしいです

車いすでバリアフリー
トイレに入ったとき、
たばこ臭かったり、
吸い殻が落ちていたら
悲しくなります

分煙環境の整備を
しっかりと行って、
喫煙者も安心して吸える
ようにすることが大切では？

駅前の私有地に置かれた
灰皿の周りで路上喫煙を
している人がいて、
駅に続く道がほかにないので
困っています